

総社市告示第99号

総社市そうじゃ復活券事業実施要綱を次のとおり定める。

令和2年7月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市そうじゃ復活券事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う地域経済への影響を鑑み、市内消費を積極的に喚起し、地域経済の活性化を図ることを目的として実施する、総社市そうじゃ復活券事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商品券 そうじゃ復活券をいい、市が販売する券種をいう。
- (2) 購入引換券 商品券を購入することができる者（以下「購入対象者」という。）に対して交付する、商品券を購入するための引換券をいう。
- (3) 特定取引 商品券が対価の弁済手段として使用される物品等の購入若しくは借り受け又は役務の提供をいう。
- (4) 特定事業者 特定取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録されたものをいう。

(購入対象者)

第3条 購入対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 令和2年8月1日（以下「基準日」という。）において、本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 基準日の翌日から令和3年2月28日までの間において、本市の住民基本台帳に記録された者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に認めた者

(商品券の額等)

第4条 商品券の1枚当たりの券面金額は、500円とする。

- 2 商品券は、14枚を1冊として販売するものとする。
- 3 商品券の販売額は、商品券1冊につき、5,000円とする。
- 4 商品券の販売は、購入対象者1人につき、2冊までとする。
- 5 商品券の販売期間は、市長が別に定める日から令和3年2月28日までとする。
- 6 商品券の使用期間は、市長が別に定める日から令和3年3月31日までとする。

(商品券の使用範囲)

第5条 商品券は、特定事業者との間における特定取引に限り、使用することができる。ただし、次の各号に掲げる物品等の購入若しくは借り受け又は役務の提供のために使用することはできない。

- (1) 金融商品
- (2) たばこ
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (4) 公租公課
- (5) 公序良俗に反するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの

2 特定取引に使用された商品券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回る場合であっても、特定事業者は、当該上回る額に相当する金銭の支払は行わないものとする。

3 商品券は、転売、譲渡及び換金を行うことができない。

(購入引換券の交付)

第6条 市長は、第3条第1号の規定に該当する購入対象者に購入引換券を交付するものとする。

2 第3条第2号又は第3号の規定に該当する購入対象者が購入引換券の交付を受けようとするときは、市長に購入引換券の交付の申請をしなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、申請の内容を審査し、適当と認めるときは当該申請者に対し、購入引換券を交付するものとする。

(商品券の販売)

第7条 市長は、購入引換券の交付を受けた者のうち、商品券の購入を希望するもの（以下「購入希望者」という。）に対し、商品券を販売するものとする。

2 購入希望者に代わり、代理人として商品券を購入できる者は、原則として次の各号に掲げるものに限る。

(1) 購入希望者の属する世帯の世帯構成員

(2) 購入希望者の法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

(3) 購入希望者の親族その他の平素から購入希望者の身の回りの世話をを行っている者等であって、市長が特に認めるもの

3 購入希望者及び前項に規定する代理人（以下「購入希望者等」という。）は、購入引換券を提示することにより、商品券を購入することができる。

4 市長は、公的身分証明書の写し等により、購入希望者等が本人であることを確認するものとする。
(特定事業者の登録)

第8条 市長は、特定事業者を募集し、応募した事業者を登録の上、当該事業者に特定事業者登録証明書を交付するものとする。

(特定事業者の責務)

第9条 特定事業者は、特定取引において、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 商品券の受け取りを拒んではならないこと。

(2) 商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。

(3) 市との適切な連携体制を構築すること。

(4) 特定事業者の登録の際に付した遵守事項

2 市長は、特定事業者が前項に反する行為を行ったときは、特定事業者の登録を取り消すことができる。

(商品券の換金手続)

第10条 市長は、特定取引において商品券が使用された場合は、当該特定事業者に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。この場合において、特定事業者は、市が指定する請求書に特定取引において使用した商品券を添え、市長に券面記載の金額の換金を請求するものとする。

2 換金の方法は、特定事業者の預金口座への振替の方法による。

3 第1項に規定する換金の請求の期限は、令和3年4月16日とする。

(不当利得の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により商品券を購入した者に対し、販売した商品券の返還を求めるものとする。

(周知)

第12条 市長は、事業の実施に当たり、購入対象者の要件、購入可能期間、使用可能期間等の事業の概要について、広報その他の方法による市民への周知を行うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び様式は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。